

令和8年6月市議会定例会議

総務常任委員会資料

1. 専決処分承認の件（令和7年度福島市一般会計補正予算）

P2
【人事課】

2. 福島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件

P3
【人事課】

総 務 部

1 今回の専決処分について

追加で退職する職員 3 名に対する退職手当及び水道事業特別会計負担金に、令和 8 年 3 月市議会定例会閉会後の令和 8 年 3 月 31 日において不足が生じたため専決処分を行ったもの。

細 節	令和 8 年 3 月補正後	執行額	専決処分の額
退職手当	578,899 千円	614,453 千円	35,554 千円
負担金	3,346 千円	11,482 千円	8,136 千円
合 計	582,245 千円	625,935 千円	43,690 千円

2 令和 7 年度退職者数について

(単位: 人)

区分		R8.3月補正後	R8.3.31時点	増減	備 考
正職員	60歳超職員退職	14	16	2	定年退職者・・・2名増
	勸奨	4	4	0	
	自己都合	20	18	△ 2	自己都合退職予備分・・・2名減
	死亡	5	6	1	死亡退職・・・1名増
任期付	任期満了	7	8	1	任期満了による退職者・・・1名増(予定より1年早く退職)
	勸奨	0	0	0	
	自己都合	0	0	0	
	死亡	0	0	0	
合計		50	52	2	

3 専決処分過去実績

(単位: 人・千円)

年度	勸奨		普通		その他精算分	計		備考
	人数	金額	人数	金額	金額	人数	金額	
H25	2	59,825	1	21,981	-	3	81,806	普通退職3 (うち2人は特別職となる分)
H26	-	-	2	18,102	△2,623	2	15,479	普通退職2
H28	-	-	2	40,311	△1,009	2	39,302	普通退職2
H29	-	-	2	27,796	△1,127	2	26,669	普通退職2

(議案第67号)

福島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件

1 条例改正の趣旨

令和7年9月1日付けで「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」の一部の改正に伴い、危険鳥獣に指定されたツキノワグマ、ヒグマ、イノシシの緊急銃猟等が可能となったことを踏まえ、危険鳥獣の捕獲等に関する作業に従事する農政部職員及びツキノワグマ対策チーム職員に特殊勤務手当を支給するため、所要の改正を行うもの。

2 条例改正の概要

(1) 特殊勤務手当として「危険鳥獣捕獲等作業手当」を新設。

(2) 職員が、下表に定める作業に従事した場合、各区分に応じた手当の額を日額で支給。

支給の範囲	手当の額
①危険鳥獣（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第2条第6項に規定する危険鳥獣をいう。）の捕獲又は殺傷をするための直接補助その他これに準ずる作業で著しく危険が伴うものに従事したとき。	日額 1,640円
②危険鳥獣の捕獲をするための間接補助その他の危険鳥獣の捕獲等に関する作業で危険が伴うものに従事したとき。	日額 1,100円
③危険鳥獣の死体処理又は運搬作業その他これに準ずる作業に従事したとき。	日額 350円

3 条例の施行予定日

公布の日から施行し、令和7年9月1日から適用。